

平成20年7月16日

東かがわ市

## 工事請負契約における単品スライド条項の適用開始について

東かがわ市発注工事において、最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、工事請負契約約款25条第5項(単品スライド条項)に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の運用基準を定め、本日から当分の間、次のとおり適用します。

### 1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、東かがわ市工事請負契約約款第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

### 2 今回の運用基準について

条項適用の対象となる資材

**鋼材類と燃料油**の2資材とします。

適用開始日

**平成20年7月16日**

対象となる工事

適用時点で施工中及び適用日以降に契約する工事

ただし、残工事期間が1か月未満の工事は対象外です。

請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、請負者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担します。

ただし、適用開始日前に部分払いの対象となった出来形部分等については対象外です。

請負代金額の変更手続き

請負者が残工期を1か月以上有する時点で請負代金額の変更を請求し、工期末から14日前に協議を開始します。

請負者は、実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類の提出が必要です。

単品スライド額の計算

**【搬入(購入)月の実勢価格 - 設計時点の実勢価格】 × 対象数量 × 請負比率 - 請負代金額の1%相当額**

実際に購入した金額が実勢価格で算定した金額よりも安価な場合は、実際に購入した金額を用いて計算します。